

藤沢市告示第 183号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2第1項及び地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第26条の4の規定に基づき、藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年条例第34号）第2条に規定する診療費その他の使用料並びに同条例第3条に規定する文書に係る手数料の徴収事務を委託したので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示するものです。

2026年（令和8年） 8月 5日

藤沢市長
鈴木 恒 夫

受託者の名称	弁護士法人エジソン法律事務所
受託者の所在地	東京都千代田区神田錦町一丁目8番11号 錦町ビルディング8階
委託期間	2026年（令和8年）4月 1日から 2027年（令和9年）3月31日まで